

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

長野県飯山市は長野県内でもっとも低い千曲川沖積地に広がる飯山盆地を中心に、西に関田山脈、東に三国山脈が走る南北に長い地形を持っており、南西部には斑尾高原、北西部に鍋倉山、東部には北竜湖などがあり、多くの自然に恵まれた地である。

人口は、昭和 25 年国勢調査時の 41,386 人をピークに、昭和 55 年国勢調査時には 30,073 人、平成 27 年国勢調査時には 21,438 人と減少が続いている。年齢構成では 15 歳未満の年少人口が約 11%と非常に少なく、65 歳以上の高齢者が約 35%を占め、少子高齢化を顕著に表している。

産業別人口（平成 27 年国勢調査）では、第 1 次産業は 2,062 人（18.2%）、第 2 次産業は 2,554 人（22.5%）、第 3 次産業は 6,585 人（58.1%）となっており、近年、第 1 次産業が減少し、第 3 次産業が増加している傾向がある。

産業においては、飯山仏壇、内山紙といった伝統的工芸品（経済産業大臣指定）やスキー製造業などが古くから盛んであったが、現在では市が造成した工業団地へ進出した事業所における、先端技術を導入した精密機械、電子機器・部品などのほか、就業人口は減少傾向にあるが、昼夜の寒暖差が大きい内陸型気候と豊かな自然を生かした米、野菜栽培等が従来より盛んである。特に米は食味の良さから、全国における品評会等において最高の評価を得ている。

また、観光産業では斑尾高原スキー場、戸狩温泉スキー場において、約 130 軒のホテル、ペンション等が営業しており、近年、宿泊事業者は減少傾向にあるが、北陸新幹線飯山駅開業とともに、外国人旅行客が増加するなど明るい傾向もみられる。

市内には 1,309（うち民営 1,246）の事業所があり（平成 26 年経済センサス基礎調査）、9,969 人（うち民営 8,756 人）が就業しているが、平成 21 年（経済センサス基礎調査）と比較して、建設業、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業といった、これまで地域の経済をけん引してきた業種において、事業所数、従事者数とも減少してきている。反面、人口の高齢化とともに、医療・福祉分野における事業所数、従事者数が増加してきている。

当地域（中野飯山地域）における有効求人倍率は 1.26 倍（平成 30 年 4 月現在：ハローワーク飯山ホームページより）となっており、ピーク時の 1.72 倍（平成 29 年 12 月：ハローワーク飯山）から減少しているとはいえ、常に 1 倍以上の数値で推移している。多くの市内中小企業者が人材確保に苦勞しており、先端設備の導入により労働生産性の向上を図る必要がある。

(2) 目標

当市における第5次総合計画後期基本計画（2018年度～2022年度）においても、既存産業の付加価値向上の支援、商業基盤や工業基盤の充実などを施策として盛り込み取り組んでいる。

これらを目指すため、当市の先端設備等導入計画の認定数については、年間12件を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当市の産業は、農業、建設業、製造業、卸・小売業、観光業など多岐に渡り、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。よって、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項で定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

当市の産業は、市内広域に立地しており、広く事業者の生産性向上を実現するため、本計画の対象地域は飯山市全域とする。

(2) 対象業種・事業

当市の産業は、農業、建設業、製造業、卸・小売業、観光業など多岐に渡り、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現するため、本計画の対象業種、事業は全ての業種、事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・既存の雇用安定に配慮するため、人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・健全な地域経済の発展に資するため、公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものなどについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・申請事業者において、市税の滞納及び市税等が未申告である場合は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・先端設備等導入事業者に対し、必要に応じて、認定先端設備導入計画の実施状況について報告を求める場合がある。